

審議（会議）結果

審議会等名称	第40回 神奈川県障害者施策審議会
開催日時	令和6年2月13日（火曜日） 14時00分から16時40分まで
開催場所	神奈川県自治会館 2階会議室（オンライン参加有り）
出席者	【会長】蒲原委員、【副会長】佐藤委員、（以下名簿順）嵩委員、鈴木委員、相馬委員、小山委員、市川委員、榛澤委員、清水委員、内藤委員、河原委員、小野委員、小杉委員、隈元委員、成田委員、在原委員、眞保委員（※）、徳田委員（計18人） （※）書面参加（別紙のとおり）
次回開催予定日	未定
所属名、担当者名、 問合せ先	障害福祉課企画グループ 加藤 電話（045）285 - 0528 ファクシミリ（045）201 - 2051
掲載形式	議事録
審議経過	以下のとおり
<p>《議 題》</p> <p>(1) かながわ障がい者計画の令和4年度最終評価について</p> <p>(2) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画について（障害当事者部会の報告を含む）</p> <p>《報告事項》</p> <p>(1) 県立障害者支援施設の方向性について</p> <p>(2) 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について</p> <p>(3) 県立障害者支援施設等における不適切な支援への対応状況について</p> <p>(4) 愛名やまゆり園職員による利用者への虐待について</p> <p>《配布資料》</p> <p>資料1 : かながわ障がい者計画の令和4年度最終評価について</p> <p>資料2 : 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（案）</p> <p>資料3 : 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画について</p>	

- 資料4-1：記者発表資料「県立障害者支援施設の方向性ビジョンについて」
資料4-2：令和5年度 県立障害者支援施設の方向性ビジョン
資料5：県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について
資料6：県立障害者支援施設等における不適切な支援への対応状況について
資料7：愛名やまゆり園職員による利用者への虐待について
参考資料：第1回障害当事者部会 会議資料

《その他資料》

現行計画等（第39回神奈川県障害者施策審議会と同様）

【事務局による進行】

- ・ 福祉部長挨拶
- ・ 会議運営に関する事務連絡

【蒲原会長による進行】

（蒲原会長）

それではただいまから議事に入ります。最初に本日の議事の進め方につきまして、皆様と共有したいと思います。次第を見ながらお話を聞いていただければと思います。

本日の審議ですけれども、議題が2つ、そのあと報告事項が4つということで、大きく2つのパートに分かれることとなりますが、主に議題のところを中心にいろいろ御意見をいただきたいと思います。議題(1)につきましては、「かながわ障がい者計画の令和4年度最終評価について」ということをごさいますて、こちらは説明と質疑、総じて大体25分くらいで一旦区切りをつけられればと思っております。そのあと議題(2)に入ります。まさに今回議論になっております、新しい基本計画についてでありますけれども、ここが今日一番大事なところですので、全体で1時間半くらい時間を取りまして、その途中で10分程度、休憩時間を挟みたいと思っております。議題(1)と(2)で大体概ね2時間くらいとなっております。そのあと16時頃には報告事項に入るとということで、本日は進めていきたいと思っております。なお、議題(2)の基本計画のところ、障害当事者部会についても触れていただいて、部会での意見を踏まえてこの計画策定作業に入っているという説明をしていただきたいと思っております。委員の皆様の御協力のもとに、円滑に議事を進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは早速、議題に入ります。議題(1)「かながわ障がい者計画の令和4年度最終評価について」、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

資料1に基づいて説明

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは議題(1)、評価のところにつきまして、各委員から御意見御質問等ありましたらお願いいたします。今話が出ましたとおり、この話は、次の議題(2)にも関係することであろうかと思えます。よろしくをお願いいたします。

在原委員の意見に対していくつか書かれていますけれど、在原委員、このような感じでよろしいでしょうか。

(在原委員)

はい、大丈夫です。ありがとうございます。

(蒲原会長)

はい、それでは小山委員、よろしく申し上げます。

(小山委員)

私はこの計画に関しては、第1期からずっと関わっていますが、この評価を誰がつけているのかというのが問題で、障害当事者部会の方でもこの評価について誰も知らなくて答えられなかったということがありました。この「遅れている」というのがそのままの状態です。次の計画に移るので、遅れている場合は今後どうするべきなのかが問題なのです。

地方の問題があまり出てこなくて、都市部の問題の方がよく出てくると思うのです。これからは、各障がい者団体とか計画を知らない人たち、特に地方に、最初スタートするときは「こういう計画がある」と研修をやって、終わる間際にまた研修をやって、あとはアンケートをいろいろなところに配ったりするのもいいのではないかなと思うのです。当たり障りのないことを言って「終わりにします」みたいな感じで終わって、また終わったら同じような形でそれがずっと続いているので、この辺りで障がい当事者も混ぜてほしいと思います。

(蒲原会長)

ありがとうございました。私の理解では、おそらくここで評価されたものが今回の基

本計画を作るときに反映されるよう、いろいろ考えられているという気もするのですが、基本的なところなので、評価と計画のあり方について、基本的な考え方を事務局から説明してください。よろしくお願いします。

(事務局)

小山委員、ありがとうございます。まずこの評価について、遅れているものに対してどうしていくのかというのは非常に重要な点でございます、御指摘のとおりです。この点検評価シートにおいては、一次評価の後ろに今後の課題と対応という形で、いくつか記載をさせていただいております。また、各事業単位でも、皆様からいただいた御意見については各所属に説明をした上で、次の事業につなげていくというようなことをしています。

ただ、事務局が評価を行って、障害者施策審議会に諮らせていただいて評価を進めているところですが、小山委員の言うとおり、一般の方ですとかそういう方がこういうものを見て評価をしていく必要があるのではないかという御意見については、非常に重要な御意見だと思っております。現行のこの「かながわ障がい者計画」につきましても、こういう形で評価を進めていくと、審議会の方でも過去に諮って決定をしているところですが、次の議題にもあります新しい計画の評価方法というのは、後程説明させていただきますが、どういう形で評価をしていくべきなのかというのも、まさに今日、いろいろな意見をいただければと思っております、小山委員からいただいた意見もしっかりと考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

(蒲原会長)

よろしいでしょうか。特にこの場でないようでしたら、評価は評価として一応こういう形にしますけれども、今話がありましたとおり、この評価の結果、いろいろ出てきていること、あるいは遅れてることをベースに今回の基本計画を作ることなので、いろいろお話しされる中でこの障がい者計画にも言及されることは、ぜひ次の基本計画でもやってもらいながら良いものを作っていきたいと思っております。せっかくの機会でありますので次の議題のところでも時間をたくさん取ることとしてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。議題(1)については、今のような形で今後の取組の中で参考にしていくということでお願いしたいと思います。

では続きまして、議題(2)に入ります。まさに今日の主題であります、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画について(障害当事者部会の報告を含む)」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2、3に基づいて説明

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは議題(2)ということで、今日の中心的な議題だと思います。計画本体については各委員に事前に説明があったということですが、ただいま説明がありました資料3で、今回の計画の特徴だとか新しい施策、さらには障害当事者部会を中心としていろいろな方の意見を聞いたという説明がありました。この議題につきまして各委員から御意見御質問等ありましたら、順次お願いしたいと思います。それでは小山委員、よろしく願いいたします。

(小山委員)

私も計画をずっと見ていますが、ほとんど中心なのは研修会なのです。研修会で人を集めて、例えば50人募集したら10人ぐらいしか集まらなくて、実際現場に行ったらゼロだと、そんな話を聞いているのです。これから、特に都市部は何とか人が集まるだろうけど、地方ですよ、人が集まらないのは。支援する人たちもだんだん高齢化になってきて、でも親はその支援者たちに頼りきりになってしまって、それで支援者がずっと働きづめみたいな感じで、これからそういった専門職をどうするのかと思っています。

あと若い人材を地方ではこれからどうするのかというのが問題で、計画はどんどん進んでいくけど実態が全然追いついていない。例えば虐待防止法だって10年やっても誰も知らないという状況だし、計画も作れば大丈夫だろうと言っていたのだけれども、それをやる人が本当にいない。だから、これから人材をどう地方に持っていくのかというのが問題で、例えば専門の人を都市部から地方へ、例えば横浜から横須賀の方に人を貸すとか、出稼ぎに横須賀から横浜に行っている人、そういった人の悩みを聞くというような感じでやったらどうか。地方は出稼ぎみたいな感じで横浜とか川崎に行きます。都市部の役所に行くと「あなたは横須賀市民だからそちらに行きなさい」と言いますが、それだと夜の6時とか7時になってしまう。だから誰も聞いてもらえないというか、親は、話は聞いてくれるけど「我慢しなさい」と言っているような状態。私も自立支援協議会に参加してからもう20年以上経ちますが、周りにこういった計画があると言っても「どうせ実現しないよ」と言いますね。

あと、障害当事者部会について、私は委員になっていますが、会議の時間があまりなくて、あとオンライン参加の人もなかなか意見が言えなかったという感じで終わってし

まって、時間も短く終わってしまいました。

(蒲原会長)

はい、その他いかがでしょうか。それでは河原委員、お願いします。

(河原委員)

資料の見方を確認させていただきたいのですけれども、資料3の14ページ、「相談支援専門員による障害サービス等利用計画等策定率を目標設定」というのは、資料2の73ページと、それから後ろの220ページ以降の資料のところの内容なのでしょうか。それとあわせて、処遇改善届出の事業所の割合を目標設定と出ているのですけれども、これがどこに載っているのか、ページが多くて分からないので教えていただきたい。

(蒲原会長)

ありがとうございました。御質問ということで、後程まとめて御回答をお願いしたいと思います。それでは、内藤委員、清水委員と御二方それぞれ御発言いただき、事務局からお願いしたいと思います。まず内藤委員、お願いします。

(内藤委員)

障害当事者部会の部会長をさせていただきました、内藤でございます。

先ほど説明がございましたように、この計画のイメージ図、そして指標の件に関して、それぞれ活発な意見をいただきましたのですけれども、私の司会が悪かったのかも分かりませんが、うまくまとめることができませんでしたものですから、それぞれ各自出していた意見を県の方でまとめていただきましたということでございます。当事者としては、いろいろ思っている意見がたくさん出て非常に良かったのではないかと考えております。ありがとうございます。

(蒲原会長)

大変な御苦勞、ありがとうございました。それでは清水委員、お願いいたします。

(清水委員)

まずこの作業、大変だったと思うので、進捗させてもらったことは大変敬意を表したい、感謝したいと思います。先ほど小山委員から言われたとおり、一体いつになったらできるのだろうか。これは6年先なのか、20年先なのかと思わないではないので、

よろしくお願いいたします。

もう一つは、地域間格差の問題が出てきていないのです。政令指定都市は人口的に言うとも590万から600万人くらいいるわけです。神奈川県は人口が920万、60%以上が政令市なのです。そういった意味では、オール神奈川でいくのか、政令市に対してどう考えるのか。しかも政令市は、特別市なんて要望している。これは全国的にそういう運動があるわけでありまして、神奈川県はどうするのか。特に神奈川県の問題は、政令市が3つもあるところはないのですね、他には。それが60%と、税収もそれに比例しているということなので、一体どう対応していくのか。

それから地域間格差について、具体的にお金のお話をしますと、精神障害者手帳2級を重度障がい者と認めるか認めないか。これは3政令市の中でも相模原市が実行しているけど他はやっていない。それから8つの福祉圏域、各圏域の一つ一つがバラバラで実行している。そういった意味では、具体的にお金の問題が極めて不公正になっている。これはどう対処していくのかということです。

それから中身的に言いますと、精神障がい者に対し、いつも遅れているのですが大変配慮していただいたので感謝いたします。けれども具体的には、最終的に生活は地域包括ケアシステムに集約するのではないかと考えているので、これは基本的にはきちっとした計画を立ててもらいたいと思うのです。具体的にきちっと決めないと、やっていると言って何でも計画に盛り込んでおけばよいというところもあるので、具体的な展開をしていただきたい。

それからピアサポーターについて、本来はどういう能力があるか、その資格をはっきり示していただいて、それが具体的に展開する形にしていきたい。それと、ピアサポーター自体の面倒を見るいろいろなシステム、仕事の世話をするとか、報酬を世話するとか、健康についてですよね。結構潰れる人がいるのです、くたびれてしまって。そういった配慮をした上でのピアサポーターを発展させていく配慮がほしい。そういった意味で、いろいろ御協力いただきたいと思っています。

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは一旦ここで区切りまして、これまでの発言、とりわけ清水委員からは、いくつか実行の問題とか地域間格差の問題について指摘がありましたので、お話できる範囲で事務局からお願いいたします。

(事務局)

まず、小山委員の御意見から回答させていただきます。小山委員につきましては、人

材確保と地域格差について、御意見をいただきました。こちらはまだ御意見をいただいているところで、非常に難しい問題であると承知しております。どうしても当課だけではなくて県庁内の様々な所属と力を合わせて進めているところがございますので、なかなかこの計画に書ききれない部分というのも多々ございますけれども、御意見は今後の参考とさせていただきたいと考えております。

続いて河原委員につきましては、目標の載っている場所の御質問をいただきました。まず、相談支援専門員の関係については、河原委員がおっしゃっていただいたとおり、資料2の73ページあたりに載っております。70ページから「相談支援体制の構築」、大柱Ⅱの中柱3の小柱(1)、ここの目標として掲載しているところです。現状と課題がまず書いてあって、寄せられた意見、それに伴う県の取組みの方向性、最後に数値目標として載せているところがございます。この数値目標については、計画の最後の資料220ページからの一覧にも載せているところなので、両方に載っているということになります。それから処遇改善加算についてですけれども、こちらは88ページです。84ページから「障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上」という小柱が始まりまして、その県独自の目標として処遇改善加算の届出をする事業所の割合を88ページに記載させていただいております。合わせて221ページの目標の一覧の上から5段目にも、同じく目標を載せさせていただいているところがございます。

続いて内藤委員からの御意見でございます。まず初めに障害当事者部会、取りまとめていただき感謝申し上げます。当日は事務局の不備等もございまして、なかなか2時間の中で納めきれないといったところもございました。次回に向けて対策を練ってまいりたいと考えております。また、部会の中でいただいた御意見、先ほど事務局から説明させていただきましたとおり、非常に多くの御意見をいただいたところです。事務局としましては、なるべくいただいた意見をうまく反映していきたいと考え、修正案を作成したところがございますけれども、本当に作ったものが当事者の御意見を反映させたものとなっているかといったところ、まだまだ悩ましい部分もございますので、引き続き御意見等も賜ればと考えております。

最後に清水委員、様々な御意見御指摘、ありがとうございます。県の施策につきましてはオール神奈川で、政令市も含めて進めていきたいといったところで、圏域調整会議の方も開催させていただいております。またピアサポーター等々につきましても、まだまだ県の方で施策として始まったばかりといったところもございますので、今後もそういった御意見も踏まえながら、事業を進めてまいりたいと思います。貴重な御意見、どうもありがとうございました。

(蒲原会長)

清水委員の意見で、いくつか実際の各論に近い話がありましたので、もちろん計画に盛り込めるところは盛り込むでしょうけれど、後は実行をきちんとやるというあたりは全体に関係すると思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それではまた皆さんから意見を聞いた上で、事務局から回答いただきたいと思います。それでは成田委員、よろしくお願ひします。

(成田委員)

「9. とともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動の振興」のところ、あるいは「8. とともに育つための教育の振興」のところに繋がることかもしれませんが、文化芸術・スポーツ振興の充実は、その人らしい豊かな人生を送るためには大変重要な課題だと考えていて、この点が今後実行されていくこと、大いに期待したいと考えています。

加えて、私からの希望ですけれども、令和5年3月の第5次障害者基本計画には、「障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、訪問支援を含む多様な学習活動を行う学びの場やその機会を提供・充実する」という文言があります。ですので、今後はもう一步進んで、障がいのある方の生涯学習、卒業後の多様な学びの場の創設に取り組んでいただく必要があると考えています。教育は学校時代だけではなくて、学校を卒業してから自分自身がどう生きたいかということ考えたときに、学びたいという場があったり、学びたいという思いに応える人がいることがすごく大切だと考えているので、次回以降の計画に「生涯学習」という文言が記載されるよう、ぜひ期待したいと考えています。

(蒲原会長)

なるほど、大事なところだと思います。それでは嵩委員、よろしくお願ひします。

(嵩委員)

資料2の133ページに「グループホームの整備」というのがありますが、我々聴覚障害者協会からはなかなか意見を出せていないという課題があります。聴覚障がい者のコミュニケーションが難しいので、耳の聞こえない人だけが入るグループホームを作りたいという声があります。耳の聞こえない高齢者がグループホームに入っても、周りは耳が聞こえる高齢者ばかりで、またスタッフも耳が聞こえる方ばかりで、孤立してしまいます。そういった実例が多々あります。東京、埼玉、京都等の聴覚障害者協会の方では、聴覚障がい者専用のグループホームを運営しております。ですが、神奈川県は作ろうと

思ってもなかなか作れず、挫折している状態です。なので、このことに対して、ぜひ県としても課題と受けとめて支援をしていただきたいと思いますと思うのです。これをぜひ、今後の課題として取り上げていただけませんか。よろしくお願いいたします。

(蒲原会長)

はい、ありがとうございました。それでは、この二方の御意見に対する回答をいただきまして、一旦休憩に入りたいと思いますので、事務局、よろしくお願いいたします。

(事務局)

まず成田委員からいただきました御意見、非常に重要なものと認識しております。生涯学習につきましては、県庁内にも生涯学習課というところがございますけれども、決してそこだけの問題ではなくて、あらゆる分野、例えば教育の分野ですとか、障がいの分野ですとか、高齢の分野ですとか、そういったところが繋がっていないとおそらくできない、なかなか難しいものと考えております。今回の計画に「生涯学習」というワードが入らなかったことにつきましては、まだまだ県の体制にもまた課題があるのと考えております。いただいた御意見につきましては、次回の計画改定に向けて、庁内でも揉んでいきたいと考えております。御意見、どうもありがとうございました。

続いて嵩委員につきまして、聴覚障がい者専用のグループホームが作れないかという御意見だったと思います。事前説明のときにも嵩委員から御意見をいただいたところまでございまして、こちらも障がいの分野だけでなく、高齢の分野とも手を繋ぎながらやっていかなければいけないものと認識しております。神奈川県でなかなか実現が難しいという御意見をいただいておりますので、今後該当する所属とも情報共有させていただきながら、そういったものがどうすればできていくのか、可能なのかといったところも含めて考えていきたいと考えております。御意見、ありがとうございました。参考とさせていただきます。

(蒲原会長)

ありがとうございました。計画そのものに入れるかどうかは別としても、実行できるところはいろいろ努力をされるということで、ぜひお願いしたいと思います。それでは佐藤委員、よろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

質問なのですが、資料3の14ページ、地域生活移行者数の数値目標が出ておりまして、

国が6%だと言っているのを神奈川県は頑張っって10%にする、こう書いてあるのですが、10%ということは通過型施設の完了は10年後だと想定をされていると理解してよろしいでしょうか。それから国の数値目標も実はあまり根拠がよく分からないので、かつ実現が今までしたことがないという目標なのですが、この10%という数字をどこから持ってこられたのかということ、ここを質問としてお伺いしたい。

もう1点、15ページになりますが、県民の当事者目線についての習熟度を測る、これは重要なことで、大変大切なことだと思います。けれども、最近、横浜市の金沢区でグループホームの開設に対して周辺住民が猛反対をして、結局開設ができなかったというニュースが出てきております。横浜市のことですから、神奈川県は関係ないということかもしれませんが、一応条例は横浜市にも適用がされているという話を聞きますので、横浜市長は早々に「これはけしからん話だ」というようなことを言っているようですが、神奈川県としても何か見解を表明された方がよろしいのではないかとというのが私の個人的な意見です。

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは事務局から御説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

地域生活移行者数の目標値について、御意見をいただきました。まず6%という国の指針については、基本的に市町村も同じく障害福祉計画を作っておりまして、この国の指針を意識して6%という近い目標値を立てています。2%という目標を立てている市町村ですとか、8%ぐらいに目標を立てる市町村ですとか、いろいろありましてそれらを合計してちょうど6%ぐらいになりました。そこに、県立施設でも地域生活移行をそれぞれ進めていくという目標を掲げて様々な取組をしております、その人数を足すと結果10%になったというところがございます。市町村の目標値と県立施設の目標値の重複分があったりしますので、その重複分を減らしたりという調整はしておりますけれども、その結果10%という形になっております。なので、おっしゃるとおり国の指針が6%という根拠がどうなのかという御指摘がありまして、確かに県の方でも実績はかなり低いという状況でございますけれども、高く目標を掲げてやっていくということになります。

ただ、佐藤副会長がおっしゃるのは、10%では通過型施設にならないだろうと、そういう御趣旨でお話をされたかと思えます。そこはもう少し、今後取り組む中で考えていくところと思っております、今回の基本計画では、まずは、障害福祉計画部分の成果

目標として、3年間で10%という形でスタートさせていくといったところでございます。

それから、横浜市のグループホームの設置に対して反対が起きて設置できなかったというお話をいただきました。こちらについては、県として何か見解を表明するということは少し検討させていただきたいと思います。ただ、この計画が目指している方向ですとか、それから条例自体が目指している方向については、当然県全体に適用ということにもなりますし、目指すところはやはり地域共生社会ということで、今日イメージ図についても御議論いただいているところでございますけれども、そういったところだと思っておりますので、決して横浜市の事案について望ましいものとは考えておりませんので、それだけ付け加えさせていただきます。

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは大変恐縮ですけれども、これから10分間休憩ということにしたいと思います。ただいまの時間が15時27分ですので、15時37分ぐらいに再開ということで、そのあとまた30分程度この議論をやりたいと思いますので、今日まだ発言されてない方も引き続き検討いただければと思います。それでは、休憩ということですのでよろしくお願いいたします。

～10分間の休憩～

(蒲原会長)

それでは時間になりましたので、引き続き議題(2)について、御意見いただきながら進めていきたいと思っております。概ね16時10分ぐらいまでの間で、この議題(2)のところについて御意見、あるいは御回答いただきたいと思います。

それではまず、オンライン参加の鈴木委員から手が挙がっていますので、鈴木委員、よろしくお願いいたします。

(鈴木委員)

何点かあるのですが、まず、視覚障がい者の外出支援や代筆、代読とかの従業者の養成について、コロナ禍でいわゆる同行援護従業者が減ってしまったり、それから、代筆、代読をするヘルパーさんたちが減ってしまったりしたのですが、やはりそういった従業者を増やすためには、県の必須事業としてそういった方たちを育成することが大事なのだらうと思っております。ですので、実効あるものにするためにそういったものを県が主導でやっていくということ、手話通訳や要約筆記のように必須事業にして

いくということが大事かなというのが1点目です。

2点目なのですが、地域移行のところなのですが、やはり地域移行しにくい障がいの方たちもいらっしゃると思うのです。例えば、重度行動障がいの方たちとかそういった方たちについては、なかなか一朝一夕には地域移行がスムーズに行くとは思えないので、やはりそこは努力が必要なのではけれども、そういった方たちの生活できる場というのを保障していく必要があるのだろうというのが2点目です。

3点目ですが、視覚障がいのある人たちのグループホームの状況というのが、最近本当に必要度が高くなってきております。高齢の方は介護保険施設に入っているわけですが、やはり先ほど嵩委員がおっしゃったように孤立してしまうというような状況があり、同じ障がいのある者がグループホームにいるということが大事なので、そういったところの支援をぜひ行っていくことが大事なのだろうと思っています。この計画を計画倒れにしないように、実効あるものにしてほしいと思っていますところでございます。

(蒲原会長)

ありがとうございました。それではまた数人の委員の方から御意見いただいた上で、また事務局にお話をいただきたいと思います。それでは市川委員、よろしく願います。

(市川委員)

私も同じように地域移行の話なのですが、私の住んでいるところでも、なかなか施設の方が地域移行するということが進んでおりません。地域にその方が生活している支援があればいいのですが、地域の中になかなか支援が揃わない、足りないというところがあって、入所されている方の御家族がなかなかグループホームに移行することを拒むということがあるとお聞きしています。私たちの子どもは自宅からグループホームに行きましたけれど、そこのグループホームも一度、反対にあって場所を移動したということもあるのです。自宅から地域移行する方と入所施設から地域移行する方と、本当にたくさんの方が地域を目指しているので、まず地域移行の数を考えるより先に、やはり地域の支援の充実ということを先に考えていただければと思っています。そういう地域になったところで、今自宅で子育てをされている障がい児の方の家族が、希望を持って地域に出て行けるような取組ができていくのではないかと考えています。

(蒲原会長)

はい、ありがとうございました。それでは在原委員、お願いいたします。

(在原委員)

最初に小山委員が「遅れていると書いてあるけれどもそのあとどうなるのか」ということをおっしゃったと思うのですが、それが一番、最もこの計画の評価とか進捗管理の本質を突いていると思うのです。私のPDCAが大事だとずっと言っている話をいろいろ取り上げてくださって大変ありがたかったのですが、もう少し具体的な意見として、例えば遅れているもので、今回の計画では相談支援専門員の関係でセルフプラン率が高いので、そこを県独自の目標として作ったとあります。最初の議題のかながわ障がい者計画令和4年度最終評価のところ、資料1の17ページにその相談支援関係のことが「遅れている」となっているわけですね。その17ページの下から4行目に、この相談支援専門員の関係のことで「目標達成に向けた別なアプローチが必要であることが明確になっている」と書かれています。つまり、遅れていてこれまでどおりやっても難しさがあるので、別なアプローチが必要なことが明確になっていると。そこをどうするかというのが、おそらくそれはこれから、ということだと思うのですよね。

つまり、遅れているところを重点的にどうすればいいのかを検討する、目標設定はしているのだけれども、それに向かっていけるために一体何をすればいいのかをちゃんと突っ込んで検討する、というようなことを計画の進行管理に入れていかなければいけないと思うのです。なので、今回の計画、資料2の17ページ、PDCAを書いているところ、これにどこまで細かいことを書き込むかというのは御判断があるとは思いますが、実際にこれをやっていくときに、ここに書かれているような総合的に評価するというところだと相当内容が多く、あまり突っ込んでいけないところがあります。例えばですが「遅れている」となったところを毎年毎年重点的にいくつか取り上げて、皆さんからいろいろな意見をもらって突っ込んでいって、具体的にどうすればいいか見直すというような進行管理にしていっての方がいいだろうというのが一つ目の意見です。

もう一つ、障害当事者部会のお話で、第1回目を開催して時間が足りなかったという話もあったと思うのですが、それはきっと皆さん本当にいろいろな意見を言ってくださって時間が足りなくなってしまったのだと思います。これからも何回もやっていく、主体的な取組としてやっていくというお話だったので、時間をかけるのは当たり前だと思います。そこで実質的な意見を聞くだけではなくて、話し合いが深まるというか、理解が深まっていくような時間をかけた取組の中で、資料2の17ページにある指標、当事者

目線での新たな指標を追加したいということがあると思うのです。ここも急いで何か形を整えて指標を作るよりも、皆さんでの議論のプロセスを大事にしながら設定していくとか考えていく、そのプロセスこそ意味があると思うので、そこを大事にしてほしい、そのプロセスを大事にさせていただきたいと思います。

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは一旦ここで切って、各委員から出てきた地域移行関係でいくつか質問等、大きな話がありました。後は在原委員から、全体の進行管理、あるいは基本的な進め方、こういったことについても意見がありましたので、事務局からお願いいたします。

(事務局)

まず鈴木委員、御意見どうもありがとうございました。代筆・代読支援、こういったものを県の必須事業とできないかどうかといったところ、御意見いただいたと思っております。こちらにつきましては、この場で「やっていきます」というお話はなかなか難しいのですけれども、所管課とよく話をした上で、今後こういったものが必須としていけるのか、また必須としていけないのであればどう進めていけるのかといったところも、よく庁内で検討させていただきたいと思っております。貴重な御意見としていただきたいと思います。併せて、視覚障がい者専用のグループホームを作れないかといったところ、先ほど嵩委員からも御意見をいただきましたけれども、その部分も今後検討してまいりたいと思います。

続いて市川委員から、地域移行について御意見をいただいたところです。地域支援の充実といったところ、まずはそこをしっかりとってほしいといった御意見ですが、障がい者団体の方ですとか当事者の方、そういった方々と直接お話をする場でもこういった御意見を非常に多くいただいているところでございます。これにつきましてもこの場でどうしていこうといったところが申し上げにくいところではございますけれども、非常に重要な観点だと思っております。こちらにつきましても、県の施策として必ず推進していかなければいけない部分と認識しておりますので、庁内でよく検討させていただきたいと考えております。

なお、地域生活移行について、今、県で取り組んでいるのが、まず整備といったところで国の補助制度があります。県の一般財源も使いながら、県もその補助制度を使って特に支援が必要な、例えば先ほど出ました強度行動障がいの方のグループホームだと普通のグループホームよりも壁を厚くしなければいけないとか、他のグループホームに比べ

ると多少経費がどうしてもかかるようなところを支援するという形での国庫補助制度を使った整備促進を図ったり、あと医療的ケアの必要な方とか、そういったところに県がお金をかけながら整備促進を図っているところです。グループホームに限らず、生活介護事業所等、そういった経費が通常よりもかかるようなところは県がしっかり支援して、やっております。

また、県立施設とか民間の入所施設からの地域移行といったところでは、我々は今まで資源がないから地域移行ができないと考えていたのですけれども、どうもそうではない。やはり経験、入所者の方が地域生活を経験したことがない、例えば施設から出て地域の事業所に通ったことがないとか、要は通ったことがない、経験したことがないことにより選択ができない。なので、今はそこを後押しするような形で、例えば、地域の事業所を使った場合の経費補助、受け入れてくれた事業所の方に補助をしたりとか、送迎加算のところでも多少お金をつけたりという取組を今進めております。まずは経験していただく、その中で意思決定支援を駆使しながら御本人が選ぶ、地域生活を選んでいただくということの後押しができるような補助に取り組んでいるところでございます。

来年度のところで見ますと、さらに一人暮らしを見据えたサービスに取りかかろうということで、重度訪問介護というサービスは入所施設にいと使えないのですが、入所施設にいる方でも入所施設にいながら地域生活を体験する、そのままセットで地域に出させていただくというような取組を、県単事業として来年度から始めようとしています。神奈川県だけでやるというのは、正直言うと全員の方ができるかということとそんなことはできないので、一つのとっかかりとしてそういったものをやりながら、そういう地域移行のエンジンを回すといいますか、取組を進めていきたいと思っています。

また、聴覚障がいの方とか視覚障がいの方の専用のグループホームというお話があったのですが、こちらも先ほど言った国庫補助制度もありますし、市町村と一緒に組んだ補助をやっているところもあって、そういったお金の面での支援ということであれば一度御相談いただくとか、また事務的な面ということであれば一度じっくり何が課題になっているのかをお話をさせていただいて、御相談させていただいて、実現に向けてお手伝いできることがあるのではないかと考えながら伺っていたところでございました。

続いて在原委員から御意見いただいた評価の仕方、小山委員の御意見にも繋がる話ですけれども、遅れているというものについてどうしていくのか、その深掘りというものが需要ではないかという御意見で、今までも御意見いただいていたところです。かなり計画が膨大でございますので、全て委員の皆様に見ていただいて意見をいただくというのは、なかなか難しい部分もあると思っております。各事業をそれぞれ県の所属が責任を持って内容を見て、改善を図っているところではありますけれども、特に重点を絞っ

て評価をしていくという意見については、非常に良い参考になる御意見でございました。また、どこまで今回の計画の進行管理に書けるか分かりませんが、今回この計画ができ上がって、来年度の4月から計画が動き始めるわけですけれども、どのように評価をするかという議論については、令和6年度、次年度の障害者施策審議会で決めていく内容にもなります。現行の障がい者計画は8つの柱ごとに評価をつけていくという形をとりましたけれども、場合によってはその遅れているとされているものを重点的に議論するとか、そういうこともあり得るのかなと思っています。計画への書きぶりについては、庁内でももう少し議論をさせていただいて考えたいと思っております。

それから、ちょうど御意見をいただいた資料1の17ページ、たまたま例示していただいたところですが、相談支援専門員の関係で別のアプローチが必要であるということにつきましては、次の18ページに、「相談支援体制の構築」として令和5年度から新規にやっている事業でございますけれども、相談支援事業所開設促進セミナー、それからサポートデスクを設置することで実際に研修を受けた方が相談支援従事者になっていただくような取組を新たに、反省を踏まえて別のアプローチが必要だということで、令和5年度、今年度から実施をさせていただいているというところでございます。

(蒲原会長)

ぜひ、今の在原委員に対する回答にあったとおり、実行していくことが大事だということを基本スタンスとして、毎年どこが足りないかということを引きつとフォローアップしていくということをぜひお願いしたいと思います。地域移行のところは、どちらかというとは今は施設から移行するところが割とメインになっていますけれども、先ほど話があったとおり、自宅で家族同居されている方々がだんだん大きくなっていくときに、そのまま地域のグループホームに行くというそのルートもぜひ大事にしていったらいいのではないかと思います。

それでは小野委員、よろしくお願ひいたします。

(小野委員)

計画の中で「県民総ぐるみで地域共生社会を作るイメージ」ということで書いていただいているのですが、こちらのイメージ図というのは地域福祉の分野で進められている包括的な支援体制ということとも密接に関わっていると思っています。当事者目線で地域づくりを進める上では、このイメージ図にもあるように、企業ですとか商店、それから教育、農業・水産業、こういったあらゆる分野との繋がりが大事になってきますし、そういったものを広げることが、当事者の方の暮らしを広げていく、豊かにして

いくということに繋がっていくだろうと思っています。

このあらゆる分野と繋がるという点では、神奈川県や市町村では、福祉とか医療以外の分野の部門をお持ちで、地域のいろいろな方や資源と繋がっているのが大きな強みだと思っています。ですので、こういった福祉や医療以外の部門と繋がっているところと庁内連携などを進めていただいて、理解を広げていっていただけるとありがたいと思っています。もう既にやられているのかもしれないですが、そういった福祉や医療以外の部門と、この基本計画について協議していくような場面が定期的にあると良いのではないかと思います。

(蒲原会長)

はい、ありがとうございました。それでは鈴木委員、お願いいたします。

(鈴木委員)

先ほど伝えるのが足りなかったのですが、グループホームが反対にあって設立できなかったという話もありましたし、やはりこの計画は「県民とともに」という部分が強いわけですが、障がいの理解をしっかりと取り組んでいかないといけないという部分があるので、少し強調していただくとうかがいました。

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは小山委員、お願いします。

(小山委員)

地域移行に関してグループホームという話が出ていますが、地域移行イコールお金で解決しようという感じなのですが、お金で何でも解決していいという問題ではない。それならグループホームに捉われず、例えばマンションを一つ買い、1階を喫茶店、2階をお弁当屋というような、住むところと働く場を一緒にしたらどうかと思うのです。グループホームがとにかく欲しいというわけではなくて、シェアハウスみたいな感じで捉えてほしい。仲間が集まれる場所、シェアハウスのようなものを作ってほしいです。海外ではそういったものがありますね。

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは一旦事務局から説明していただいた後、徳田委員、榛澤委員と御発言いただきたいと思います。事務局、お願いします。

(事務局)

まず小野委員につきましては、様々な所属、庁内の横の繋がりをしっかりとというところで御意見いただいたと思います。4月に施行したこの条例につきましては、あらゆる所属が自分事としてしっかりと考えていかなければいけない、そういった内容も盛り込まれております。庁内で定期的にこういった横の繋がりをしっかりと確認し合いながら同じ方向に進んでいく体制につきましては、県の課題として、意見を受けさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

また、鈴木委員におかれましては、障がいの理解についてしっかりと強調を、といったところで御意見をいただいたと思います。まだまだこの計画、反映できる部分があるかといったところで確認してまいりたいと思っております。御意見どうもありがとうございました。

そして小山委員につきまして、グループホームに限らない形もあるのではないかと新しい道を御意見いただいたと思います。先ほど障害サービス課の方からも御説明させていただきましたけれども、県としてできる支援、施策については今後も検討してまいりたいと考えております。参考とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは引き続き、先ほど手が挙がった徳田委員の後、榛澤委員、あとは佐藤委員ということで、よろしく申し上げます。

(徳田委員)

内容を拝見すると、今まで申し上げてきたことを少し取り入れていただいているところもあるのかなと思うのですが、その上で何点か確認と質問です。

一つは障がい者虐待の関係で、資料2の44ページになりますけれども、虐待に関する弁護士による法的な助言回数が、現状値が3回で目標値は8回ということで、この8回という根拠というのはないのかもしれませんが、どういうことなのかと思いました。というのは、私は横浜市の虐待防止事業でそういった虐待の法律相談をやっているのですが、仕組みとしては一般の方もそうなのですが、市や区の担当のワーカーさん、担当職員の方からの相談を受けたりすることもあって、私だけで年に3回、それでも少ないですが3回くらいあるので、他の区も合わせるともっとたくさんあるのだらうと思うのです。先ほど小山委員の話もありましたけど、地方には専門家が足りな

いということで、まさに地方で虐待対応している職員の方からの相談を受け付けるようなスキームにしていけば、もっと相談数は上がってもいいのではないかと思いますし、地方の専門家不足というところもある程度補えるのではないかといいところもあります。そこを課題として挙げて指摘していただいた上で、目標値をもっと高く設定していただいてもいいのではないかと思います。

あとは、まだ先の話ということもありますけれども、保育所の虐待も令和7年から通報義務が導入されるということで、障害者虐待防止法で保育所は通報義務のスキームから外れているので、保育所の中の障がいのある子どもに対しての取組も、この計画が令和11年度までなので、方向性として示していただいてもいいのではないかと思います。

あとは差別の解消の関係で、先ほど佐藤委員からグループホーム設立の問題は反対運動がたびたび起こっているという話がありましたが、少し前には都筑区でも起こっていますし、神奈川県でいうともう少し前、同愛会が断念したこともあったりするので、この差別解消の課題としてはっきり書いていただいてもいいのではないのかと思います。

最後にスポーツの関係、資料2の212ページ以降について、取組みの方向性を見ると機会の確保とか提供、人材の養成とか普及、アスリートの育成とか大会の開催というのは書いていただいたのですけれども、「やる場」という問題、例えば車いすラグビーや車いすバスケットをやる場というのは、この辺りだと「横浜ラポール」くらいしかないと思いますし、少ないと思うのですね。「場」についてもやはり言及していただく、課題として書いていただいて、取組みの方向性で示していただけるとよいと思いました。

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは少し時間が迫ってまいりましたので、少しポイントを絞ってお願いします。まず榛澤委員、お願いします。

(榛澤委員)

今回も当事者目線を実現するため、当事者のために、当事者目線の計画とか障害当事者部会というのを作ってくださって、良いことではあるし、神奈川県の障がい者施策の改善に繋がればいいのですが、正直僕は少し懐疑的に思っています。なぜそう思うかというと、例えば行政にとって、県でも市でもこういう審議会とか協議会というのは法律によって設置されていると思うのですが、それがどこまで機能しているのか疑問に思っていて、僕は相模原で長く協議会とか審議会とか参加させてもらっていますが、形だけみたいに感じる場所があります。例えば最近でいえば、結構報道でもたく

さん出たので御存じの方も多いと思うのですが、相模原市の人権条例の件で、相模原市の人権施策審議会が非常に素晴らしい条例案を答申したにもかかわらず、相模原市はその答申の良い部分をほとんど骨抜きにして条例を出してきました。非常に批判が高まったのですが、何のための審議会なのか、結局審議会や協議会で良い案が出て、行政の施策に反映するとは限らない例として感じました。こういう審議会とか協議会とか、障害当事者部会とかも、結局良い意見が出て行政がそれをどこまで取り入れるかは、行政のさじ加減で決まってしまうのではないかと考えています。他にも相模原市だと、明らかに当事者目線ではない、障害者手当廃止とか障がい者の生活が壊れてしまうような案を平気で出して、県は指導する立場にない、ただ見ているだけ、お願いはできるけど、みたいな感じです。障害当事者部会に参加させてもらって、皆さん活気があって積極的に発言して、すごく良い試みだと思うのですが、それが施策に反映しなければ意味ないし、もっと言うと、この上方組織である障害者施策審議会に委員が今20人いると思うのですが、当事者委員が6人しかいないのですよね。できたら半分ぐらいは当事者でもいいのではないかと思います。

あと、行政の方にも職員として障がい者を雇う割合を増やして、実際にそういう施策を行っている人たちにも当事者を入れるとか、意見を言う機会を持つのはもちろん大事で良いことなのですが、結局決定権を持ったポジションに当事者が多く就かないと、本当の意味で当事者目線にならないのではないかと考えています。良い意見が出たときに、どうやって県や県内にある各自治体の市町村が施策に反映していくかというシステムがなければ、ただ議論をしているだけになってしまう。そういうことをもっと実現していくシステムになっているのかどうか、実現する目途があるのかどうかというのをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

(蒲原会長)

ありがとうございました。後程、事務局から説明をお願いしたいと思います。次に佐藤委員、どうぞよろしくお願ひします。

(佐藤委員)

さっき事務局のお話があった地域移行の移行先の話ですね、まずはグループホームで、それから来年度は一人暮らしの応援を始めるということはぜひ、そういう形で進行していただきたいと思っています。障害者権利条約の委員会から出ている意見としては、グループホームは決して地域ではない、そういう意見が出ていまして、それはそのとおりだと思うのです。ただ日本の現状から見ると、グループホームであったり、一人暮らし

であったり、さっき小山委員がおっしゃったシェアハウスであったりと、移行先がいろいろ選択できるということが必要なので、ぜひ、事務局の方でもそういうことを考えていていただきたいと思っています。ただ一点、小山委員に反論するようで申し訳ないのですが、住む場所と働く場所が一緒だというのは、私は反対です。

(蒲原会長)

はい、それでは河原委員、お願いします。

(河原委員)

地域移行の部分のところ、強度行動障がいの方の支援についてですが、私は海老名市の基幹相談支援センターに関わっておりまして、強度行動障がいの方の住む場所の相談というのが、海老名市もそうですし、近隣の市町村からもセンターに相談が入ります。それで先般、国立のぞみの園にケースの相談に伺いました。のぞみの園もその方の状況に応じてなのでしょうけれども、1年なり2年なり3年なりという期間を設定して、必ず地域に戻すという確約をとってお受けするという仕組みだと言っていました。それを考えたときに、地域で受け入れる仕組みをどうするのが大きな課題で、今般の報酬改定の中で、強度行動障がい者の支援の充実で広域的人材であるとか中核的人材の養成というものが出されております。おそらくこの目的というのは強度行動障がいの基礎研修とか実践研修を受けた人の数、かなり多いですけれども、その方たちが施設ではなく地域の中でどのように行動障がいの方を受け入れるかというところのスキルはまだ弱くて、そこをカバーするところで広域的、中核的な人材を養成すると私は理解をしております。これは今回の計画の中では人材育成のところに入るのか、地域の体制づくりに入るのか分からないですけれども、仮の話、今日ある方が国立のぞみの園に入ってトレーニングしたとしたら、1年後か2年後かには神奈川県に戻ってくる。ということは、その方を送り出した段階から支援の体制というのは考えなければいけないのではないかと考えております。なので、県は意思決定支援についてはいろいろなシステムを作ったのですけれども、ぜひハード面だけではなくソフト面のところで強度行動障がいの方の支援を受け入れる。とりわけ今回相談を受けた方の生育歴とか聞くと、最初からの行動障がいの状態ではなくて、何かのきっかけで行動障がいが強くなったということが顕著に分かります。県の中で研修を受けた方が孤立しないようなチーム、体制づくりというのを、この計画では間に合わないと思うのですが、中間の見直しとかで今後の体制づくり、それから人の養成をしていただけたらと思いました。

(蒲原会長)

ありがとうございました。大変恐縮ですけども若干時間が迫ってまいりました。この後、報告事項もありますので、10分間ぐらい、若干の延長はするという前提で、事務局から今の話でいくつかの点について、お話できることがありましたらお願いしたいと思っています。

(事務局)

まず徳田委員からの御意見、目標値について8回はどうなのだろうという御意見につきましては、まず現時点では参考とさせていただきたいと思います。この数値を今後どう立てていくかですとか、県の目標値が8回というのはどうなのかといったところも踏まえて、所管課で改めて検討させていただきたいと思います。併せていただいた保育所等の通報義務ですとか差別解消の部分、今回のグループホームの部分ですとか、そういった部分を計画に盛り込んでいけるのかいけないのかといったところにつきましては、内容はもう一度、事務局の方で精査をさせていただきまして、例えば課題とかそういった部分に書ける内容なのかどうなのか、またこの計画は今後長く続いていく計画になっておりますので、どの時点で書けるものなのかといったところも、改めて精査をさせていただければと考えております。スポーツに関して、最後にいただいた「場」について、もう少し書けないかどうかという御意見につきましては、スポーツ課と思われるのですけれども、所管課と内容を書ける部分があるかどうかも含めて、改めて調整させていただきたいと考えております。御意見、どうもありがとうございました。

続いて榛澤委員、御意見どうもありがとうございました。障害当事者部会でもなかなか御意見をいただく時間もなく、大変申し訳ありませんでした。こういったものが行政でどこまでしっかりと取り入れられるのかについては、今回、県が障害当事者部会というものを立ち上げましたけれども、非常に課題だと思っておりますし、こういったものが立ち上がったからにはしっかりと当事者の方々の御意見を反映できる部分は反映させていくという体制が取れなくてはいけないと考えております。ただ、どうしても行政という立場で書ける部分、書けない部分といったところがございますので、できればそういった部分も今後は当事者の方とどういった内容であれば書けるのか、どこまでが行政として書けるのか、情報共有しながら進めていきたいと考えております。回答になっていかどうか大変不安でございますけれども、御意見は参考とさせていただきます。どうもありがとうございました。

最後に、河原委員から強度行動障がいのハード面のところではなくてソフト面も、というお話がありました。その点について、私どもは今、強度行動障がいの支援者養成研

修をやっていまして、一つは国のカリキュラムに則ってやっているのですけれども、県独自の取組として予防的研修ということで、教員も対象にして実施しています。先ほどお話にあったように強度行動障がいの方が初めからそういう状態にあるわけではなく、何かのきっかけで、というところの中で、まだ成人に達しない学校に行っているようなお子さんはその前の段階で予防的な部分が大事だろうということで、まだ始めたばかりなのですが、国の研修にプラスして予防的研修というのをやっております。まだ対象もそれほど広がってなくて、今年度も、教員がようやく 10 人とか 20 人とか研修に入ってきている状況であるのですが、これからは研修という部分にも我々は力を入れていきたいと思っています。また、それ以外にも何か有効な策がありましたら、具体的にまた御提案いただければ我々としても積極的に検討していきたいと思っています。

(蒲原会長)

はい、ありがとうございます。それでは今日はたくさんの意見をいただきました。追加意見等ございましたら、今週中に事務局の方にメールだとか文書等でぜひ送っていただければと思います。本日の意見も踏まえて、事務局でぜひ個別にいろんな調整をした上で、最終的なものにしていくようにしてほしいと思います。またパブリック・コメントなどの意見でまだ入っていないところ、あるいは今後入るところがありましたらそれも含めて、最終調整をしてもらえればと思います。大変恐縮ですが、そうした事務局の作業を前提といたしまして、今回の計画についてこの場で私、会長一任ということでよろしいでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

大変申し訳ございません、若干時間が超過しておりますけども、最後に報告事項がございます。4点、報告がありますので、大変恐縮ですけども事務局は少しポイントを絞って説明いただいて、若干の質疑をして終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

(事務局)

資料4-1、4-2、5、6、7に基づいて説明

(蒲原会長)

ありがとうございます。それではただいまの報告事項につきまして、御質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。それでは市川委員、お願ひいたします。

(市川委員)

資料4-1の方向性ビジョンの裏面の「(3) 今後の県立施設の役割を果たす」という

ところ、私は住んでいるところが三浦しらとり園の近くなのですけれど、民間法人へ移譲ということで、現指定管理者の意向も踏まえながら、あとは現在三浦しらとり園を利用している利用者や家族に意見を聞きながら、ということになっていると思いますが、本体の法人に通っている方から少し心配なお話を何件か伺っております。なので、法人全体の運営を見て、他の施設やグループホームの利用者さんや家族からもヒアリングをして判断していただきたいと思っております。

(蒲原会長)

それでは事務局からお願いします。

(事務局)

民間法人への移譲については、移譲の条件等も精査しながら、審査会を開いて検討していきたいと思っておりますので、そういった情報は積極的に収集して、反映させていきたいと考えております。ありがとうございます。

(蒲原会長)

その他、ただいまの報告につきまして、御質問御意見等いかがでしょうか。それでは事務局については、ただいまの御意見等を踏まえて、今後の取組の中に活かしてほしいと思っております。

それでは本日の予定された議題及び報告事項は以上になりますけれども、他に委員の方々からございましたらお願いします。特に大丈夫ということでありましたら、本日の審議はここまでとしたいと思います。

私の方から一言申し上げます。今年度の審議会は今回が最後ということになります。今日、様々な御意見をいただきまして、計画について一応の方向感が立ったと思っております。皆さん方のこれまでの協力に対して、御礼を申し上げたいと思っております。一つだけ、今日話が出ましたけれども、既存の計画の評価があってこの基本計画を作ったということですが、計画は実行するということがすごく大事だということが、多くの委員からありました。そのためには、評価の中で足りないところをちゃんと考えて、一定期間毎にちゃんとフォローアップする。それに至る過程では、障がい当事者の方をはじめ、いろいろな人の意見を聞くといったことが、今日いろいろなところで出てきたと思っておりますので、ぜひ事務局におかれましては、そうしたことを踏まえて最終的に計画を作り上げて、その実行のところをぜひ、よろしくお願ひしたいということを委員の総意として、私が申し上げておきます。

それでは委員の皆様、大変お疲れ様でした。以下、事務局にバトンを渡します。よろしくをお願いします。

(事務局)

蒲原会長、ありがとうございました。本日は限られた時間の中でございましたが、委員の皆様から数多くの貴重な御意見等いただき、心より感謝申し上げます。

あと一点、事務連絡です。会場の委員の皆様方につきまして、黄色のフラットファイルは事務局の方で回収いたしますので、机の上に置いたままでお願いいたします。

では、会長からもございましたが、今年度の障害者施策審議会は本日で最後となります。皆様、1年間本当にありがとうございました。これをもちまして第40回神奈川県障害者施策審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。